

平成23年4月11日

学生、教職員の皆様へ

副学長（危機管理担当）・保健管理センター所長  
住田 安弘

### 新型インフルエンザに係る季節性インフルエンザ対策への移行について

厚生労働省及び文部科学省より、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、4月1日以降、通常の季節性インフルエンザへの対応に切り替える旨の通知がありました。

つきましては、本学におきましても、インフルエンザ感染者への対応等を下記のとおり変更します。

#### 記

1. インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱及び鼻汁、咽頭痛、咳など）が出た場合の**大学への連絡は不要**とします。ただし、症状が出た場合は、なるべく早く医療機関を受診し、他の人への感染防止のため、熱が下がった日（解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日）の翌日より2日間は登校又は出勤を**自粛**してください。  
なお、学生の場合、就学上の配慮を受けるためには、診断書の提出が必要です。
2. 「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は、学校保健安全法施行規則に定める第一種感染症から、第二種感染症である「インフルエンザ」となりますので、附属学校園においては、出席停止期間は、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となります。
3. 「新型インフルエンザ（A/H1N1）」という名称は、4月1日から、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称に変わりました。

（参考）

「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について」（H23.3.31 厚生労働大臣発表）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000179p0.html>